

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、届出及び添付書類は令和5年1月16日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年1月16日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和4年9月16日

相模原市長 本村 賢太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 相模原ショッピングセンター

所在地 南区古淵二丁目110番地4 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名（名称） 三井住友信託銀行株式会社

代表者氏名 代表取締役 大山 一也

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

変更前	変更後
1,499台	1,026台

4 変更年月日

令和5年5月1日

5 届出年月日

令和4年8月30日

6 縦覧場所

中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所環境経済局産業・雇用対策課

南区相模大野5丁目31番1号

南区役所区政策課行政資料コーナー

7 意見の提出先

中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所環境経済局産業・雇用対策課